5　条例案に対する意見の提出

地方公務員法第５条第２項の規定により県議会において意見を求められた次の条例案について、慎重に審議し、次のとおり意見を提出した。

提出年月日	条例の名称	制定・改廃の概要	意見
30.12. 5	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	改正内容 １　内容 (1) 平成30年４月の民間給与との比較による給与改定等 ア　給料表に係る改正 給料月額について、初任給を含む若年層に重点を置いた引上げ改定を行う。 イ　宿日直手当に係る改正 (ｱ)　普通宿日直手当の額を引上げる。（4,200円→4,400円） (ｲ)　ダム当直手当の額を引上げる。（5,100円→5,300円） (ｳ)　特殊な業務を主とする宿日直手当を引上げる。（5,900円→6,100円、7,200円→7,400円） (ｴ)　医師当直手当を引上げる。（20,000円→21,000円） ウ　初任給調整手当に係る改正 (ｱ)　医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師等に対する支給月額の限度を414,800円とする。 (ｲ)　医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,800円とする。 エ　期末・勤勉手当に係る改正 平成30年度及び平成31年度以降の支給割合を当委員会の勧告どおり引上げ、平成31年度以降、６月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分する。 (2) 特殊勤務手当に係る改正 夜間看護手当の額を引上げる。 （深夜全部：6,800円→7,300円、４時間以上：3,300円→3,550円、２時間以上	適当なものと考えます。

提出年月日	条例の名称	制定・改廃の概要	意見
		４時間未満：2,900円→3,100円、２時間未満：2,000円→2,150円） ２　実施時期 (1) 平成30年４月の民間給与との比較による給与改定等 平成30年４月１日 (2) 期末勤勉手当の平成30年度の支給割合の改定 平成30年12月１日 (3) 期末勤勉手当の平成31年度以降の支給割合の改定 平成31年４月１日 (4) 特殊勤務手当の改正 平成31年１月１日	
31. 2.18	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	改正内容 １　概要 長時間勤務の是正のため、国家公務員の措置等を踏まえ、時間外勤務命令の上限等を定めるための改正を行うもの。 ２　内容 正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項を、人事委員会規則で定める旨を規定する。	適当なものと考えます。
	職員の自己啓発等休業に関する条例及び職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例	改正内容 １　概要 学校教育法の改正に伴い、関係条例の規定について所要の改正を行うもの。 ２　内容 学校教育法改正に伴う条項ずれへの対応を行う。	